

大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例（素案）に対するパブリックコメント  
（町民意見公募）手続きの実施結果について

1. 意見募集期間

平成 25 年 10 月 1 日（火）から 10 月 30 日（水）まで

2. 意見提出者数及び意見件数

提出者数 2 人

意見数 6 件

3. 提出された意見の概要及び町の考え方

No.	意見の要旨	町の考え方
1	町有地の約 300 本の松の樹勢回復を町職員が率先して行う事で、町の姿勢を町民に示してもらいたい。	本条例を制定する目的は、緑化の推進及び緑の保全であり、(町長の責務)において町の姿勢を示してまいります。 なお、黒松については町の木（高木）に指定していることから、特に保全を図る必要があると考えます。万一枯れた場合には補植を行うなど景観の維持に努めます。
2	早急に指定木制度の充実を図り保存を可能にしていく事が保全の第一歩である。	条例（案）の中で、保存樹木、保存樹林の助成に関する制度を規定しており、これを基に指定樹木等の保全を図ります。
3	別荘跡地に大きな邸宅の別荘が存在していた事を示す看板等の掲示をしたらどうか。	旧別荘の建物等については、文化財の指定や景観重要建造物の指定により看板を掲示すべきと考えます。 なお、本条例におきましては、保存樹木、保存樹林の指定ができましたらその旨の看板を設置することになります。
4	山王町の松並木について、歴史的遺産として規制し、昔の面影のある並木に再生することで町の緑化の推進と保全のシンボルとするべきである。	山王町の松並木につきましては、東海道の松並木とともに町の貴重な財産です。今後、整備計画を策定してまいりますので、その内容に基づいて松並木の保全活用を図ってまいります。

5	<p>具体的に何をどのように規制し、何をどのように奨励するのか明確に示すべき。</p>	<p>保存樹木等の指定により、その樹木の伐採等については禁止行為として規定してまいります。</p> <p>また、奨励する部分については、(緑化の推進に関する助言・指導・助成) や (緑の保全に関する助言・指導・助成) の中で明示してまいります。</p>
6	<p>大磯町緑の基本計画の具体化という基本に立脚して条例を検討すべき。</p>	<p>大磯町緑の基本計画においては、「条例により、保存緑地・樹木として指定し、保全を図ることを検討します。」とあり、また「特色ある市街地の巨木、古木などを保護・保全する方法を検討します。」としており、本条例は緑の基本計画の具体的な施策のひとつと考えております。</p>